

固定資産税に係る縦覧および閲覧ができます

縦覧制度

平成28年度固定資産税（土地・家屋）納税者が他の土地や家屋の評価額と比較することにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であることを確認できるようにするための制度です。そのため、制度以外の目的での使用はできません。

◆日時 4月1日（金）～5月2日（月）午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

◆場所 税務課窓口（市役所本庁舎）

◆縦覧できる方 牛久市内の土地・家屋における固定資産税納税義務者とその同居の親族

◆持ち物 本人確認ができる物（保険証・運転免許証など）、印鑑。代理人の場合は、委任状が必要です。

◆手数料 無料

閲覧制度

納税義務者などが、固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を見ることができ、制限はありません。

◆閲覧できる方

- ① 固定資産税の納税義務者とその同居の親族
- ② 土地について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）を有する方
- ③ 家屋について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）を有する方
- ④ 固定資産税の処分をする権利を有する一定の方（所有者・破産管財人など）

◆持ち物 右記の「閲覧できる方」のうち、

- ・①に該当する方：本人確認ができるもの（保険証、運転免許証など）、印鑑
- ・②③に該当する方：賃貸借契約書などそれらを証するもの、印鑑
- ・④に該当する方：売買契約書・登記済証などそれらを証するもの、印鑑

※①～④いずれも代理人の場合は委任状が必要です。

◆手数料 300円

※縦覧期間中の納税義務者は現年度分のみ無料。詳しくは、お問い合わせください。



◆問い合わせ 税務課 ☎内線1051～1054 E-mail : zeimu@city.ushiku.ibaraki.jp

市税などの納め忘れはありませんか？

問 収納課 ☎内線1061

市税は、子育て・教育・まちづくりなど、皆さんの暮らしに結びつくサービスを行うための大切な財源です。市では、税の公平性と財源の確保に努めており、滞納されている税の徴収に全力で取り組んでいます。

あなたが市税などを滞納してしまうと…

もし、定められた納期限までに納税していただけなかった場合には、督促状が発送されます。督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合には、法律の定めるところにより、銀行や勤務先、取引先などを調査し、財産（給料、売掛金、預貯金、生命保険解約返戻金、電話加入権、不動産など）の差し押さえをすることがあります。

また、納期限の翌日より、延滞金が加算されます。

さらに滞納が続く場合には、茨城租税債権管理機構へ徴収業務を移管する場合があります。

【茨城租税債権管理機構】

県内全市町村で構成する、効率的な滞納整理を行う一部事務組合です。滞納処分を前提に財産調査、財産の差し押さえ、差し押さえ財産の公売などを行います。